

見 積 書

NO. 2608K29-00

びわ湖大花火大会実行委員会 殿

2026びわ湖大花火大会警備

下記の通りお見積り申し上げます

¥ 74,800 ※(消費税別)

¥ 82,280 ※(消費税込)

◎期間

令和8年8月6日

◎標識案内車両 12:00～24:00 1台 (予定)

(車両管理者1名を含む)

◎料金

1台につき¥74,800-

@74,800×1台=¥74,800

消費税 ¥7,480

合 計 ¥82,280

◎標識車両を設置する場所により許可や承諾が必要な場合には、事前に実行委員会にて許可や承諾を得ておいて頂きますようお願いいたします。

関西パトロール株式会社

本

社〒661-0953

尼崎市東園田町4丁目96-8

TEL (06)6494-5180

FAX (06)6491-0369

警 備 予 定 内 容 確 認 書

1. 契約委託者	株式会社 CSILeap
2. 物 件	2026びわ湖大花火大会
3. 物件所在地	大津市島の関周辺
4. 契 約 期 間	2026 年 8 月 6 日 ～ 2026年 8 月 6 日
5. 警 備 時 間	8/6予定日
6. 人 員 配 置	警備計画書の通り
7. 警 備 業 務	1.交通規制に伴う案内業務 2.来場者への案内業務。 3.地域住民対策のアピール。 4.緊急時における連絡通報、安全処置。 5.その他警備上必要と認めた事項。
8. 警 備 員 の 知 識 及 び 技 能（ 資 格 等 ）	法定教育受講者で業務を行う 資格者が必要な場合は、資格者を配置して業務を行う
9. 警 備 員 の 服 装 及 び 装 備	当社指定の警備服及び装具を着用する。
10. 使用 する 機 器 及 び 資 器 材	拡声器 無線機 分断ロープ 標識案内車両
11. 警 備 実 施 場 所 に お け る 負 傷 等 の 事 故 発 生 時 の 措 置	負傷等の事故が発生した時には関係者及び関係機関等へ連絡するほか 事故等の被害の拡大防止に努める。
12. 報 告 の 方 法 、 頻 度 及 び 時 期 そ の 他 警 備 業 務 の 依 頼 者 へ の 報 告 に 関 す る 事 項	口頭で報告するほか、警備日報にて報告する。上番時・下番時及び必要に応じて報告する。
13. 警 備 料 金	警備員分・・・¥3,525,468(消費税込) 標識案内車両分・・・¥82,280(消費税込)
14. 警 備 料 金 の 支 払 い 時 期 及 び 方 法	即日締切、8月末日までに支払いとする。 全額現金とし、銀行振込とする。（振込先は請求書記載） 振込手数料はご負担をお願いします。

15. 特記項目及び協定事項
- 1.警備業務以外の業務に従事させないこと。
 - 2.弊社管制本部あるいは警察、消防署等関係官公署への連絡のため、警備上必要な電話等の通信機器の使用を許可されること。
 - 3.休憩、待機および警備事務をとるために必要なガードマンボックス等の場所を提供されること。
 - 4.警備時間中の1時間は完全休憩とすること。また、必要な場合には、交代要員を依頼すること。
 - 5.警備業務は当社・協力業者にて実施します。
 - 6.資格者が配置されない場合は資格者配置が必要な警備業務は一切行ないません。
 - 7.勤務日に地震・火災・台風・事故等による交通機関の運休、計画運休、事故、通行止等の不可抗力が発生した場合には、到着の遅延や勤務できない場合があります。この場合、警備業務を提供する義務を負わないものとします。
 - 8.自然災害その他の不可抗力により警備員の生命・身体に危険が生じる可能性がある状況においては、警備業務を停止することがあります。この場合、警備業務を提供する義務を負わないものとします。
 - 9.契約期間内で事前にご連絡を頂き、当社が手配を行った日を勤務日とします。

16. 損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項

当社が貴社の委託業務の遂行につき、当社に帰すべき事由により貴社または第三者に損害を与えた時は、損害賠償の責に任ずるものとする。

当社が支払う損害賠償額の最高限度額は次の通りとする。

対人賠償事故	1名	金	100,000千円也
	1事故	金	300,000千円也
対物賠償事故	1事故	金	100,000千円也

免責事項

貴社が保険会社に対する保険金請求権を有する範囲並びに次に記載する事項の損害については、損害賠償の義務を一切負わない。

- 1.天災地変及び不可抗力によって発生した損害
- 2.当社の了解なく実施した特別追加等の業務により発生した損害
- 3.貴社の指定する場所、物件における設備機器の自然消耗、あるいは瑕疵により発生した損害及び工事現場内に於ける重機等の故障により発生した損害
- 4.営業収益の減少ないし損失等の損害
- 5.労働争議によって発生した損害
- 6.申入れにもかかわらず、貴社が改善しなかった不十分な設備・環境により発生した損害
- 7.貴社が第三者より損害賠償請求を受けた場合、当社の了解なく第三者と損害賠償処置を行い、これが為に加重された当社に法律上責任のない金額
- 8.貴社及び貴社従業員又は貴社の代理人の行為、または貴社の指揮監督のもとに遂行された業務によって発生した損害

17. 契約の変更・更新・解除に関する事項

◎ 契約内容を変更する場合は、特別な事情がないときは変更する1ヶ月前までに、その理由をお互いに文書にて示すこと。

◎ 当社は、契約の相手方が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、相手方に対して催告することなく本契約を解除することができる。

- ①.暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力(以下、「暴力団等反社会的勢力」という。)である場合
- ②.暴力団等反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- ③.法人でその役員又は従業員のうちに暴力団等反社会的勢力に該当する者のあるもの
- ④.当社又は当社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法又は不当な手段を用いて要求行為を行なった場合

当社が前項により本契約を解除した場合には、当社は、契約の相手方に対し、一切の損害賠償義務を負担しない。

18. 注文・相談口 TEL (06) 6494-5180 (本部)

関西パトロール株式会社

代表取締役 岸田卓也

本 社 〒661-0953 尼崎市東園田町4丁目96番地の8

TEL (06) 6494-5180

FAX (06) 6491-0369

2026年 8月5 日

警 備 注 文 内 容 確 認 書

1. 契約委託者

株式会社 CSILeap
2. 物 件

2026びわ湖大花火大会
3. 物件所在地

大津市島の関周辺
4. 契約期間

2026年 8月6 日～2026年 8月 6 日
5. 警 備 時 間

8/6予定日
6. 人 員 配 置

警備計画書の通り
7. 警 備 業 務

1.交通規制に伴う案内業務

2.来場者への案内業務。

3.地域住民対策のアピール。

4.緊急時における連絡通報、安全処置。

5.その他警備上必要と認めた事項。
8. 警 備 員 の 知 識 及 び 技 能（ 資 格 等 ）

法定教育受講者で業務を行う

資格者が必要な場合は、資格者を配置して業務を行う
9. 警 備 員 の 服 装 及 び 装 備

当社指定の警備服及び装具を着用する。
10. 使用 する 機 器 及 び 資 器 材

拡声器 無線機 分断ロープ 標識案内車両
11. 警 備 実 施 場 所 に お け る 負 傷 等 の 事 故 発 生 時 の 措 置

負傷等の事故が発生した時には関係者及び関係機関等へ連絡するほか
事故等の被害の拡大防止に努める。
12. 報 告 の 方 法、頻 度 及 び 時 期 そ の 他 警 備 業 務 の 依 頼 者 へ の 報 告 に 関 す る 事 項

口頭で報告するほか、警備日報にて報告する。上番時・下番時及び必要に応じて報告する。
13. 警 備 料 金

警備員分・・・¥3,525,468(消費税込)

標識案内車両分・・¥82,280(消費税込)
14. 警 備 料 金 の 支 払 い 時 期 及 び 方 法

即日締切、8月末日までに支払いとする。

全額現金とし、銀行振込とする。（振込先は請求書記載）

振込手数料はご負担をお願いします。

15. 特記項目及び協定事項
- 1.警備業務以外の業務に従事させないこと。

2.弊社管制本部あるいは警察、消防署等関係官公署への連絡のため、警備上必要な電話等の通信機器の使用を許可されること。

3.休憩、待機および警備事務をとるために必要なガードマンボックス等の場所を提供されること。

4.警備時間中の1時間は完全休憩とすること。また、必要な場合には、交代要員を依頼すること。

5.警備業務は当社・協力業者にて実施します。

6.資格者が配置されない場合は資格者配置が必要な警備業務は一切行ないません。

7.勤務日に地震・火災・台風・事故等による交通機関の運休、計画運休、事故、通行止等の不可抗力が発生した場合には、到着の遅延や勤務できない場合があります。この場合、警備業務を提供する義務を負わないものとします。

8.自然災害その他の不可抗力により警備員の生命・身体に危険が生じる可能性がある状況においては、警備業務を停止することがあります。この場合、警備業務を提供する義務を負わないものとします。

9.契約期間内で事前にご連絡を頂き、当社が手配を行った日を勤務日とします。

16. 損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項

当社が貴社の委託業務の遂行につき、当社に帰すべき事由により貴社または第三者に損害を与えた時は、損害賠償の責に任ずるものとする。

当社が支払う損害賠償額の最高限度額は次の通りとする。

対人賠償事故	1名	金	100,000千円也
	1事故	金	300,000千円也
対物賠償事故	1事故	金	100,000千円也

免責事項

貴社が保険会社に対する保険金請求権を有する範囲並びに次に記載する事項の損害については、損害賠償の義務を一切負わない。

- 1.天災地変及び不可抗力によって発生した損害

2.当社の了解なく実施した特別追加等の業務により発生した損害

3.貴社の指定する場所、物件における設備機器の自然消耗、あるいは瑕疵により発生した損害及び工事現場内に於ける重機等の故障により発生した損害

4.営業収益の減少ないし損失等の損害

5.労働争議によって発生した損害

6.申入れにもかかわらず、貴社が改善しなかった不十分な設備・環境により発生した損害

7.貴社が第三者より損害賠償請求を受けた場合、当社の了解なく第三者と損害賠償処置を行い、これが為に加重された当社に法律上責任のない金額

8.貴社及び貴社従業員又は貴社の代理人の行為、または貴社の指揮監督のもとに遂行された業務によって発生した損害

17. 契約の変更・更新・解除に関する事項

- ◎ 契約内容を変更する場合は、特別な事情がないときは変更する1ヶ月前までに、その理由をお互いに文書にて示すこと。

◎ 当社は、契約の相手方が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、相手方に対して催告することなく本契約を解除することができる。

①.暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という。）である場合

②.暴力団等反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体である場合

③.法人でその役員又は従業員のうちに暴力団等反社会的勢力に該当する者のあるもの

④.当社又は当社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法又は不当な手段を用いて要求行為を行なった場合

当社が前項により本契約を解除した場合には、当社は、契約の相手方に対し、一切の損害賠償義務を負担しない。

18. 注文・相談口 TEL (06) 6494-5180 (本部)

関西パトロール株式会社

本 社 〒661-0953 尼崎市東園田町4丁目96番地の8
TEL (06) 6494-5180
FAX (06) 6491-0369